

北上市市長部局行政組織規則の一部を改正する規則

北上市市長部局行政組織規則（平成8年北上市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 職制</p> <p> 第1節 [略]</p> <p> 第2節 職務（第27条—<u>第39条</u>）</p> <p>第4章 附属機関（<u>第40条・第41条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第42条—第45条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （企画部の分掌事務）</p> <p>第3条 企画部政策企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 政策推進係</p> <p> ア～オ [略]</p> <p> カ <u>大学の設置及び連携に関すること。</u></p> <p> キ [略]</p> <p> ク [略]</p> <p> ケ [略]</p> <p> コ [略]</p> <p> サ [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 職制</p> <p> 第1節 [略]</p> <p> 第2節 職務（第27条—<u>第40条</u>）</p> <p>第4章 附属機関（<u>第41条・第42条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第43条—第46条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （企画部の分掌事務）</p> <p>第3条 企画部政策企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 政策推進係</p> <p> ア～オ [略]</p> <p> カ [略]</p> <p> キ [略]</p> <p> ク [略]</p> <p> ケ [略]</p> <p> コ [略]</p>

シ [略]

ス [略]

セ [略]

(3) 政策マーケティング係

ア～エ [略]

オ [略]

(4) [略]

2～4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 財務部収納課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 税外収入係

税外収入の徴収及び収納に係る指導、助言及び調査又は補助に関すること。

(まちづくり部の分掌事務)

第5条 [略]

2 [略]

3 まちづくり部スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

サ [略]

シ [略]

ス [略]

(3) 政策マーケティング係

ア～エ [略]

オ 大学の設置及び連携に関すること。

カ [略]

(4) [略]

2～4 [略]

(財務部の分掌事務)

第4条 [略]

2～4 [略]

5 財務部収納課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 税外収入係

ア 税外債権の管理に係る指導及び助言並びに補助に関すること。

イ 税外債権の調査及び徴収に関すること。

(まちづくり部の分掌事務)

第5条 [略]

2 [略]

3 まちづくり部スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) スポーツ推進係

ア 社会体育のための集会及び奨励に関すること。

イ 社会体育に関する研修並びに専門的、技術的な指導及び助言に関すること。

ウ 社会体育団体の育成に関すること。

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

(2) [略]

(生活環境部の分掌事務)

第6条 生活環境部市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市民課

ア～ス [略]

セ 個人番号の付番に関すること。

(2)～(5) [略]

2 [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 福祉部障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自立支援係

(1) スポーツ推進係

ア 生涯スポーツ及び競技スポーツに関すること。

イ スポーツ団体に関すること。

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(2) [略]

(生活環境部の分掌事務)

第6条 生活環境部市民課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市民課

ア～ス [略]

セ 個人番号通知書に関すること。

ソ 個人番号カードの交付申請及び交付に関すること。

(2)～(5) [略]

2 [略]

(福祉部の分掌事務)

第7条 [略]

2 [略]

3 福祉部障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自立支援係

ア～オ [略]

カ [略]

(2) 相談認定係

ア [略]

イ 特別障害者手当、障害児福祉手当等に関すること。

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

ケ [略]

4 [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 [略]

2 健康こども部子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 保育係

ア～シ [略]

ス こども療育センターに関すること。

セ [略]

ア～オ [略]

カ 特別障害者手当、障害児福祉手当等に関すること。

キ [略]

(2) 相談認定係

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

ク [略]

4 [略]

(健康こども部の分掌事務)

第8条 [略]

2 健康こども部子育て支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 保育係

ア～シ [略]

ス [略]

3 健康こども部子育て世代包括支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童家庭係

ア～ウ [略]

エ 要保護児童に関すること。

オ [略]

カ [略]

(2) 親子保健係

ア～コ [略]

サ [略]

(商工部の分掌事務)

第10条 商工部商業観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 観光国際係

ア 観光の開発計画に関すること。

イ～サ [略]

2・3 [略]

(公の施設の名称等)

第18条 市長部局が直接所管する公の施設の名称及び設置根拠は、次のとおりである。

(1)～(5) [略]

3 健康こども部子育て世代包括支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 児童家庭係

ア～ウ [略]

エ 要支援児童及び要保護児童に関すること。

オ ヤングケアラーに関すること。

カ [略]

キ [略]

(2) 親子保健係

ア～コ [略]

サ こども療育センターに関すること。

シ [略]

(商工部の分掌事務)

第10条 商工部商業観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 観光国際係

ア 観光の振興計画に関すること。

イ～サ [略]

2・3 [略]

(公の施設の名称等)

第18条 市長部局が直接所管する公の施設の名称及び設置根拠は、次のとおりである。

(1)～(5) [略]

(6) 健康こども部子育て支援課が所管するもの

ア・イ [略]

ウ 北上市立こども療育センター条例（平成3年北上市条例第201号）に規定する北上市立こども療育センター（以下「療育センター」という。）

エ [略]

(7) 農林部農林企画課が所管するもの

ア 北上市農業就業改善センター条例（平成3年北上市条例第112号）に規定する和賀地区農業就業改善センター

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(6) 健康こども部子育て支援課が所管するもの

ア・イ [略]

ウ [略]

(7) 健康こども部子育て世代包括支援センターが所管するもの

北上市立こども療育センター条例（平成3年北上市条例第201号）に規定する北上市立こども療育センター（以下「療育センター」という。）

(8) 農林部農林企画課が所管するもの

ア [略]

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(12) [略]

(本庁の機関の組織及び会計管理者の補助組織の職制)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じて危機管理監、参事、主幹、副主幹、保育指導副主幹、主事等、保健師等、看護師等、栄養士等、管理栄養士等、歯科衛生士等、社会福祉主事等、部付、課付又は運転技士を置くことができる。

(参事の職務)

第29条 [略]

(課長及び所長の職務)

第30条 [略]

(主幹の職務)

第31条 [略]

(課長補佐及び所長補佐の職務)

第32条 [略]

(保育指導副主幹の職務)

第33条 [略]

(13) [略]

(本庁の機関の組織及び会計管理者の補助組織の職制)

第22条 [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、必要に応じて危機管理監、参事、技監、主幹、副主幹、保育指導副主幹、主事等、保健師等、看護師等、栄養士等、管理栄養士等、歯科衛生士等、社会福祉主事等、部付、課付又は運転技士を置くことができる。

(参事の職務)

第29条 [略]

(技監の職務)

第30条 技監は、専門的技術に係る事項を統括するほか、上司の命を受け、特命事項について調査、企画及び立案に参画する。

(課長及び所長の職務)

第31条 [略]

(主幹の職務)

第32条 [略]

(課長補佐及び所長補佐の職務)

第33条 [略]

(保育指導副主幹の職務)

第34条 [略]

(園長の職務)

第34条 [略]

(副主幹の職務)

第35条 [略]

(係長の職務)

第36条 [略]

(副園長の職務)

第37条 [略]

(上席主任等の職務)

第38条 [略]

(主任等の職務)

第39条 [略]

(法律等で設置する附属機関)

第40条 [略]

(条例で設置する附属機関)

第41条 [略]

(職員の事務分担)

第42条 [略]

(主管が明らかでない事務の調整)

第43条 [略]

(相互援助)

第44条 [略]

(代決及び専決)

(園長の職務)

第35条 [略]

(副主幹の職務)

第36条 [略]

(係長の職務)

第37条 [略]

(副園長の職務)

第38条 [略]

(上席主任等の職務)

第39条 [略]

(主任等の職務)

第40条 [略]

(法律等で設置する附属機関)

第41条 [略]

(条例で設置する附属機関)

第42条 [略]

(職員の事務分担)

第43条 [略]

(主管が明らかでない事務の調整)

第44条 [略]

(相互援助)

第45条 [略]

(代決及び専決)

第45条 [略]

第46条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(北上市職員の管理職手当支給規則の一部改正)

2 北上市職員の管理職手当支給規則（平成3年北上市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
組織	区分					組織	区分				
	1種	2種	3種	4種	5種		1種	2種	3種	4種	5種
市長の 事務部 局	[略]	会計管 理者 参事	[略]			市長の 事務部 局	[略]	会計管 理者 参事 <u>技監</u>	[略]		
[略]						[略]					
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。						備考 改正部分は、下線の部分である。					